失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第１３０号
茨城県古河市稲宮1153番地
申立人　諏訪　　勉
本籍茨城県古河市稲宮1153番地、最後の住所茨城県古河市稲宮1153番地
不在者　諏訪　貴子
昭和47年11月11日生
届出期間満了日　平成29年１月31日
水戸家庭裁判所下妻支部

平成２８年（家）第１１９１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５―16―20
申立人　和田　政義
本籍神奈川県茅ヶ崎市元町5663番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市元町４番23号
不在者　和田　一義
昭和20年10月１日生
届出期間満了日　平成29年１月10日
横浜家庭裁判所

平成２８年（家）第２８０号
沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄903番地55
申立人　照屋　昌子
本籍沖縄県うるま市勝連平敷屋4216番地、最後の住所沖縄県中頭郡勝連町字平敷屋4207番地
不在者　照屋　清治
大正９年４月10日生
届出期間満了日　平成29年１月11日
那覇家庭裁判所沖縄支部

平成２８年（家）第２２２２号
東京都八王子市下恩方町1596番地
申立人　梅村サチ子
本籍東京都八王子市長房町520番地、最後の住所東京都足立区千住２丁目43番地　平村ビル３Ｆ
不在者　石坂　一義
昭和48年４月24日生
届出期間満了日　平成29年１月10日
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第１７８３号
愛媛県宇和島市保手５丁目９番31号
申立人　松澤　　怜
本籍兵庫県三田市三田町926番地、最後の住所大阪市城東区関目５丁目21番13号五十鈴荘２号
不在者　前中美代子
昭和８年４月12日生
届出期間満了日　平成29年１月11日
大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第８１３０号
宮崎県宮崎市大塚台東２丁目25番地２
申立人　古瀬とよ子
本籍宮崎県宮崎市大塚台東２丁目25番地２、最後の住所宮崎県宮崎市大塚台東２丁目25番地２
不在者　古瀬　久司
昭和32年６月20日生
届出期間満了日　平成29年１月11日
宮崎家庭裁判所

平成２８年（家）第１１号
秋田県由利本荘市矢島町荒沢字中荒沢８番地
申立人　小番　太門
本籍秋田県由利本荘市矢島町荒沢字中荒沢８番地、最後の住所秋田県由利郡矢島町荒澤字中荒澤８番地
不在者　小番キヨミ
大正４年４月23日生
届出期間満了日　平成29年１月16日
秋田家庭裁判所本荘支部

平成２８年（家）第３６１号
埼玉県川越市元町２丁目４番地11弁護士法人川越法律事務所
申立人　不在者山口徹財産管理人弁護士　西里　壮史
本籍埼玉県狭山市鵜ノ木25番、最後の住所埼玉県所沢市小手指町２丁目20番地の11サンアベニュー小手指北302
不在者　山口　　徹
昭和19年２月９日生
届出期間満了日　平成29年１月31日
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２８年（家）第３７００号
東京都荒川区町屋３丁目29番12―102号
申立人　安田　静枝
国籍ナイジェリア連邦共和国、最後の住所東京都荒川区町屋３丁目29番12　セゾン篠原102
不在者　オコロ　ジェーソンアイク
西暦1969年９月５日生
届出期間満了日　平成29年１月20日
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第６９号
新潟県妙高市末広町12番34号
申立人　飯塚　　平
本籍新潟県妙高市大字東関263番地、最後の住所新潟県新井市大字東関263番地
不在者　飯塚　惠子
昭和28年６月17日生
届出期間満了日　平成29年１月20日
新潟家庭裁判所高田支部

失踪宣告

平成２７年（家）第１４６９号
本籍北海道千歳市高台１丁目71番地、最後の住所北海道千歳市高台１丁目５番２号
不在者　森　　嘉孝
昭和７年11月19日生
平成28年９月10日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第７４号
本籍北海道札幌市西区発寒４条１丁目37番地72、最後の住所神奈川県小田原市扇町１丁目６番25号
不在者　野村　俊二
昭和32年５月18日生
平成28年９月13日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

平成２８年（家）第６４１号
本籍三重県津市北河路町520番地、最後の住所大阪市西区九条南１丁目２番19―201号
不在者　佐野　　功
昭和12年４月22日生
平成28年９月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第５０号
本籍兵庫県淡路市木曽上551番地３、最後の住所兵庫県淡路市木曽上551番地３
不在者　蓼町あき゛ゑ
大正７年10月20日生
平成28年９月13日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所洲本支部裁判所書記官

除権決定

平成２８年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
高知県安芸郡芸西村西分甲2549番地２
申立人　公文　雅敏
権利の届出の終期　平成28年９月12日
平成28年９月15日　　安芸簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　安芸郡芸西村西分字立耳5885番
田　495平方メートル
⑵登記年月日番号　高知地方法務局安芸支局明治36年２月19日受付第384号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治35年12月25日設定
小作料　年米２斗９合８勺
支払期　毎年12月30日
存続期間　50年
特約　諸税公課は小作人の支弁となし天変に依り無作なる時といえども険見をなさず右事項に相違する時は土地引上と共に永小作権消滅の約
永小作権者　安芸郡西分村
小松　　照
田２畝15歩に設定

破産手続における包括的禁止命令

平成２８年（フ）第７５号
長野県千曲市大字羽尾2097番地
債務者　有限会社大和商事
主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年９月20日　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７６号
長野県千曲市大字羽尾2097番地
債務者　マルトミ株式会社
主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年９月20日　長野地方裁判所上田支部